

# 役員変更届書の提出について

<根拠>

中小企業等協同組合法 第35条の2

<提出について>

・役員の変更（※）が発生した場合2週間以内にご提出ください。

（※）役員の変更

- ・任期満了による改選（任期：理事は2年以内、監事は4年以内で定款で定める。）
- ・その他役員の変更があったとき（任期途中での役員の辞任、補充、氏名又は住所変更等）
- ・すべての役員が重任となった場合の提出は任意となります。

<役員変更届出フロー>

ご準備いただく書類

- ・中小企業等協同組合役員変更届書
- ・変更した事項を記載した書面
- ・役員変更の年月日及び理由を記載した書面
- ・役員を選挙を行った総会又は総代会の議事録又はその謄本
- ・理事会議事録（※）又はその謄本（役付理事を選出した場合のみ）  
（※理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印が必要です。）

ステープラ留めし  
たものを**2部提出**



確認



返却

窓口又は郵送による提出

●窓口による提出

東京都庁第一本庁舎20階北側 協同組合窓口にて提出してください。

●郵送による提出

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階北側  
東京都産業労働局商工部調整課協同組合担当 宛

（※郵送による返却をご希望の方は返信用封筒の同封をお願いいたします。）

收受印を押印のうえ1部返却